◆　事業の説明

「学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業」

社会がますます複雑多様化し、家庭や地域の教育力の低下が指摘されるなど、子どもを取り巻く環境が大きく変化してきている今、子どもたちの健やかな成長を、学校や家庭だけに任せるのでなく、社会全体で考えていくことが求められている。
つまり、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を自覚し、連携・協力しながら、地域社会全体で子どもたちの育ちを支援していくことが必要であり、学校教育も、これまで以上に家庭や地域の連携協力のもとで進めていくことが不可欠となってきている。

これらの背景を踏まえ、滋賀県では、平成２０年度より、「学校支援地域本部」、「放課後子ども教室」、「家庭教育支援」の３つの事業を推進してきており、平成２３年度からは、これらの事業を一体的に進めるべく、「学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業」として推進している。

具体的には、県に本事業の推進委員会を設置して、県内の学校・家庭・地域の連携による教育支援活動の在り方および総合的な放課後対策についての検討を行うとともに、コーディネーターや安全管理員等の事業関係者の資質向上や情報交換を図るための研修を行い、学校・家庭・地域の連携による教育支援活動等の総合的な推進をしている。

また、実施市町においては、域内の教育支援活動等の運営方法等を検討する「運営委員会」の設置や、教育支援活動等の企画や学校・家庭・地域の調整を行うコーディネーター等を配置し、地域の実情を踏まえた多様な取組を推進している。

これらの取組の目指すものは、地域にある様々な力を結集し、学校の内外を問わず、子どもたちの育ちを支える仕組みとして地域に定着させることであり、また地域の人々、団体のつながり、地域コミュニティの新たな構築、機能強化にも資することである。
事業開始より２年、地域の方々の尽力により、様々な成果も見られており、今後の活動等の参考にしていただきたい。

以下、本事業の概要を、全体構想および、「学校支援地域本部」、「放課後子どもプラン推進事業」、「家庭教育支援活動」について図示する。

学校･家庭･地域の連携による教育支援活動促進事業

【補助率】

国	1/3
県	1/3
市町	1/3

地域住民等の参画による「**学校支援地域本部**」「**放課後子ども教室**」「**家庭教育支援活動**」の3つの教育支援活動を支援するとともに、各地域の実情に応じたそれぞれの取組を有機的に組み合わせることにより、充実した教育支援活動を支援する。

県･市町の委員会の一本化や合同研修の実施など、各地域の実情に応じた教育支援活動を有機的に組み合わせて実施

〈 県 〉 推進委員会の設置（3部会の設置）

○県内の事業間の連携や総合的な教育支援活動の在り方の検討
○コーディネーター･教育活動支援員等の研修の実施

研修の実施

〈市 町〉 運営委員会の設置

○コーディネーターの配置
○活動内容、運営方法の検討
○支援活動の実施

コーディネーター

･各活動の企画運営の中心となって、学校や地域、地域の団体等との総合的な調整等を行う

安全管理員、教育活動支援員、学習アドバイザー等

･これまでの経験や知識を活かし、学習の支援や専門性のある活動等の支援、子どもの安全確保のための見守りや遊び、交流活動等を行う

参画･協力･支援

地域住民等

活動の実施

教育支援活動

【学校支援地域本部】 10市町42本部
･授業等の学習補助
･教職員の業務補助
･部活動指導補助
･学校行事支援
･学校環境整備
･登下校の見守り　など

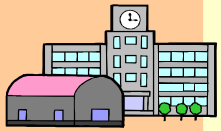

【放課後子ども教室】 7市町47教室
･活動拠点(居場所)の確保
･放課後等の学習指導
･自然体験活動支援
･文化活動支援　など

【家庭教育支援活動】 7市町11活動
･家庭教育支援チーム
　による相談や支援
･親への学習機会の提供
･地域人材の養成　など

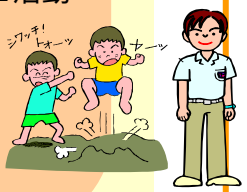

地域社会全体で様々な教育支援活動を実施し、地域の教育力の向上を図

学　校　支　援　地　域　本　部

― 地域ぐるみで学校運営を支援する体制を整備 ―

近年、青少年をめぐる様々な問題が発生しているなどの現状から、教員と子どもが向き合う時間を拡充するため、多忙な教員を支援し、勤務負担の軽減を図ることが重要な課題となっています。

このため、文部科学省では、平成２０年度から平成２２年度までの３年間、学校と地域との連携体制の構築を図り、地域全体で学校教育を支援する「学校支援地域本部事業」を国委託事業として実施され、地域全体で学校を支えていこうという気運が高まってきました。

今年度は、引き続き補助事業として、より充実した教育支援活動を支援します。

ねらい　子どもと向き合う時間の拡充

ねらい　社会教育で学んだ成果を生かす場に

ねらい　地域教育力の活性化

学校支援地域本部の設置

【構成】地域コーディネーター、教職員、学校支援ボランティア、ＰＴＡ・公民館・自治会・民生委員児童委員・子ども会・ＮＰＯ、企業等の関係者

【内容】○支援事業の企画立案、事業評価
○地域コーディネーター養成講座
○他の学校への広報、啓発　等

【本県の実施状況】　○１０市町４２本部　○８０校（小学校６３校、中学校１７校）　○地域コーディネーター（４６名）

学校支援

調整

地域コーディネーター
【退職教職員、ＰＴＡ経験者など学校と地域の現状をよく理解している人】
学校、公民館、教育委員会等に勤務

学校支援

調整

学校支援ボランティア

【学習支援活動】
授業において担当教員の補助として支援

【部活動指導】
クラブ活動の指導者を支援

【環境整備】
校内環境整備の支援

【登下校安全確保】
登下校中における通学路の安全指導

【学校行事の開催等】
学校及び地域等が連携して行う学校行事や合同行事の実施

学校支援活動に参加する意欲のある地域住民が協力

【退職者】

【有資格者】（免許取得者）
（例）教員、社会教育主事、司書、学芸員、情報処理、技術者、保育士、看護師、栄養士、体育指導委員　等

【様々な仕事・特技を持つ人】
（例）プロアマスポーツ経験者、文化芸術経験者、海外勤務経験者、伝統文化・音楽経験者、企業技術者、造園業、大工、自然体験活動指導者、レクリエーション指導者、調理師、和裁・洋裁、茶道・華道　等

放課後子どもプラン推進事業

「放課後子ども教室推進事業」は、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともにスポーツ・文化活動や学習、地域住民との交流活動等の取組を実施することにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進する。同事業は厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」(放課後児童クラブ)と一体的あるいは連携した総合的な放課後対策として推進するもので、国、県、市町それ

県の取組

放課後子どもプラン部会

教育委員会と福祉部局との連携、研修の企画等、子ども達の放課後対策のあり方について総合的に協議を行う。

放課後子どもプラン指導者等研修会

コーディネーター、運営委員会委員、安全管理員、ボランティア、専任指導員、関係職員等が一同に集まり、情報交換、情報共有、資質の向上に努める。

市町の取組

放課後子どもプラン運営委員会

・事業計画の策定・安全管理方策・広報活動方策・ボランティア等の人材確保
・活動プログラムの企画・事業実施後の検証・評価

調整・企画

コーディネーター

・両省の事業間の連携調整
・参加呼びかけ
・関係機関との連絡調整
・協力者の確保

(放課後子ども教室推進事業)
放課後子ども教室

連携

(放課後児童健全育成事業)
放課後児童クラブ(学童保育)

○すべての子ども	対象	○下校時に保護者が家庭にいない児童で、おおむね10才未満の児童
○学び・体験・遊び・交流の場 地域の大人が、スポーツや学習、文化活動、地域住民や異年齢の子どもとの交流活動を行う。	内容	○生活の場 専任指導員が、保護者に代わり、健康管理、安全に対する配慮、活動状況の把握、児童の遊びの指導、活動の意欲や態度の形成、家庭との連絡などを行う。
○遊び、学習(宿題)、スポーツ、文化活動など	主な活動	○遊び、学習(宿題)
安全管理員 体験活動や交流活動を支援する。子どもたちの安全管理を図る。 **学習アドバイザー** 学習機会を提供する取組の充実を図る。 	スタッフ	**専任指導員** 遊びや生活をとおして、子どもたちの健全育成を図り、安全確保に努める。
○小学校の余裕教室、体育館、グラウンド、地域の公民館など	実施場所	○小学校の余裕教室、小学校敷地内やその付近の専用施設など
○平日の放課後・週末(教室により異なる)	開催日	○平日の放課後、土曜(クラブにより異なる)
○無料 (教室により保険、材料費などの徴収あり)	利用者負担	○月額5,000円～10000円程度 (施設により異なる)
○7市町47教室　(平成24年度) 登録者数(調査中)昨年度は約2200人	県内数	○１９市町　２６６クラブ　10,６６１人 (平成２４年5月1日現在)

家庭教育支援活動

背景

○家庭の教育力の低下

都市化，核家族化及び地域における地縁的なつながりの希薄化等により，家庭の教育力の低下が指摘されるなど，社会全体での家庭教育支援の必要性が高まっている。また、育児に自信を持てない保護者が増えている。

○教育基本法の改正（「家庭教育」新設）

第１０条　父母その他の保護者は，子の教育について第一義的責任を有するものであって，生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに，自立心を育成し，心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

２　国及び地方公共団体は，家庭教育の自主性を尊重しつつ，保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

■県の事業（県推進委員会）

・総合的な在り方の検討

・事業関係者の資質向上や情報交換等の研修会の実施

■市町の事業（市町運営委員会等）

県推進委員会・部会の開催（年間3回）

家庭教育支援に関する研修会の実施（年間3回）

各地域における子育て経験者など多様な人材の参画

持続可能な支援のための地域人材の養成（3市）

・子育てサポーターリーダー等の養成

【養成講座例】家庭教育の重要性と支援者の果たす役割、関係機関・地域との連携のコツ等

近江八幡市・湖南市・高島市で実施

家庭教育支援チームの組織化（2市）

・家庭教育支援チームによる相談対応や保護者支援

【チーム構成員例】子育てサポーターリーダー、民生委員、児童委員、元教員、保健師、ＮＰＯ関係者　等

近江八幡市・湖南市で実施

学習機会の効果的な提供（6市町）

・保護者への学習機会や親子参加行事の企画、提供

【講座例】小学校入学時講座、思春期理解講座、父親講座、企業出前講座　等

近江八幡市・甲賀市・高島市・東近江市・竜王町・日野町で実施

家庭教育や子育てに無関心、孤立化している親

子育て中のすべての親への支援

仕事などで学習会に参加できない親

身近な地域において、家庭教育に関する学習や相談ができる体制を整え、地域全体で家庭教育を支援する